

携帯会社の勧誘に注意

携帯電話やインターネットが普及し、私たちの生活はかなり便利になりました。一方で契約内容も多様化・複雑化しており、思わぬトラブルに巻き込まれることも少なくありません。

▼「利用料が安くなる新サービスです」と電話がかかってきたので、長年契約している大手電話会社の新プランだと思い、言われるまま契約した。届いた契約書面を見たら、大手電話会社とは別会社の回線契約であることが分かった。解約したい。(60代・男性)

▼高齢の親が「インターネットをしないならアナログ電話に戻すと料金が安くなる」と言われて契約した。しかし、手数料や内容の分からぬオプションサービスが付いていて、結果的に前より高額になった。(40代・男性)

▼携帯ショップで、通信会社を乗り換えるとスマートフォンが1円で手に入ると勧誘され、お得だと思って契約した。これまでガラケーでネットもしたことがなかったのにWi-Fiも同時に契約させられた。WiFiは必要なかった。(30代・女性)

勧誘を受けた際は、必ず契約先の事業者名、サービス名、料金などの契約内容を確認しましょう。

「安くなる」などと言われても、他のサービスとのセット契約でかえって高額になったり、解約に際して違約金を請求されたりするケースもあります。現在の契約内容を理解した上で違約金も含めて比較検討しましょう。

契約後はすぐに契約書面を確認しましょう。契約後でも一定期間内であれば無条件で解除できる場合があります。

岐阜県県民生活相談センターの消費生活相談窓口では、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などでのトラブルや、身に覚えのない請求などの相談を電話、または面接で受け付けています。

電話：058-277-1003

月～金曜日 8：30～17：00

土曜日 9：00～17：00(電話相談のみ)

消費者ホットライン：☎ (局番なし) 188番 (いやや！)

※188番は、お近くの市町村または県の相談窓口につながります。